

介護予防訪問介護重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(福井県指令長第941-81号 平成18年4月1日)

当事業所はご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 事業者

- | | |
|-----------|---|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会 |
| (2) 法人所在地 | 〒911-0035 福井県勝山市郡町1丁目1番地50号
勝山市福祉健康センターすこやか内 |
| (3) 電話番号等 | 電話0779-88-1177
FAX0779-88-5124 |
| (4) 代表者氏名 | 会 長 三 屋 修 一 |
| (5) 設立年月日 | 昭和46年3月31日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 事業所の種類 | 指定介護予防訪問介護事業所 |
| (2) 事業の目的 | 介護保険法令の趣旨に従い、介護予防訪問介護サービスを提供することにより、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。 |
| (3) 事業所の名称 | 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター |
| (4) 事業所の所在地 | 福井県勝山市郡町1丁目99番地1号 |
| (5) 介護保険事業所番号 | 1870600036 |
| (6) 電話番号等 | 電話 0779-88-3737
FAX 0779-88-3711 |
| (7) 事業所長（管理者）氏名 | 久永 優子 |
| (8) 事業所の運営方針 | |

指定介護予防訪問介護の事業の適正な運営を確保するため。

に、人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの介護福祉士又は訪問介護員研修修了者が要支援状態にある高齢者に対し、適正な事業を提供します。

(9) 開設年月日 平成18年4月1日

(10) 事業所が行っている他の業務

事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

- ① 訪問介護事業 平成11年12月24日指定
福井県指令高齢第1599号
- ② 居宅介護支援事業 平成11年8月31日指定
福井県指令高齢第1599号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 勝山市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営 業 日	年中無休 ただし、12月31日から翌年1月3日までは休業としますが、緊急時はその限りではありません。
営 業 時 間	午前6時から午後10時まで ただし、必要時にはその限りではありません。

4. 職員の体制

事業所では、ご契約者に対して指定介護予防訪問介護サービス及び指定訪問介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉

職 種	常 勤	非常勤
1. 事業所長（管理者）	1名	
2. サービス提供責任者	3名	
3. 事務員（兼）	1名	
4. 訪問介護員（ホームヘルパー）	5名	9名
(1) 介護福祉士	5名	6名
(2) 訪問介護養成研修1級（ヘルパー1級） 課程修了者		
(3) 訪問介護養成研修2級（ヘルパー2級） 課程修了者		3名

5. 事業所が提供するサービスと利用料金

事業所では、ご契約者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

事業所が提供するサービスについて、次の場合があります。

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合（契約書第4条）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割）が介護保険の給付の対象となるサービスとなり介護保険から給付されます。

①サービスの概要

○身体介護

- ・入浴介助…入浴の介助又は、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
- ・排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。
- ・食事介助…食事の介助を行います。
- ・体位変換…体位の変換を行います。
- ・通院介助…通院の介助を行います。

○生活援助

- ・調理…利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
- ・洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）
- ・掃除…利用者の居室の掃除を行います。（ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
- ・買い物…利用者の日常生活に必要な物品の買い物をします。（預金・貯金の引き出しや預け入れは行いません。）

- ☆ サービスの実施頻度は、介護予防サービス計画（ケアプラン）において、以下の支給区分が位置づけられ、1週間あたりのサービス提供頻度が示されます。これを踏まえ介護予防訪問介護計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定めます。

支給区分	一週間あたりのサービス提供回数
I	おおむね1回
II	おおむね2回
III	おおむね3回以上

- ☆ ご契約者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日、時間等は、介護予防サービス計画（ケアプラン）がある場合には、それを踏まえた介護予防訪問介護計画に定められます。但し、契約者の状態の変化、介護予防サービス計画に位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。
- ☆ ご契約者の状態の変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定めた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事

業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画の変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

- ☆ 介護予防訪問サービスは、自立支援の観点から、利用者が出来る限り自ら家事等を行うことができるように支援することを目的としています。
- ☆ そのため、下記のサービスは、例えばご契約者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。

②サービス利用料金（契約書第8条）

- ☆ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 13.7%が加算されます。
- ☆ 介護職員等ベースアップ加算 2.4%が加算されます。
- ☆ 初回加算・・・200単位/月
新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
- ☆ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置づけられた支給区分によって次のとおりとなります。
- ☆ 契約者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、又は多かった場合であっても、日割りでの割引又は割増はしません。

支給区分	Ⅰ おおむね週1回	Ⅱ おおむね週2回	Ⅲ おおむね週3回以上
1. 利用料金	13,650円	27,270円	43,270円
2. うち、介護保険から給付される額	12,285円	24,543円	38,943円
3. サービス利用にかかる自己負担額（1－2）	1,365円	2,727円	4,327円

上記の料金には、処遇改善加算と介護職員ベースアップ加算が加算されています

- ☆ 利用料金は、月ごとの定額制となっているため、月の途中からの利用開始及び月の途中での利用終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。
 - ア 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
 - イ 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
 - ウ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合
- ☆ 月途中で要支援度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれ

の単価に基づいて利用料を計算します

- ☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合は、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。
- ☆ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

（２）利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合（契約書第５条）

① サービスの概要

- 介護保険給付の支給限度額を超える介護予防訪問介護サービスの利用
- 介護保険給付の対象外サービスの利用

② 利用料金

上記①のサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額をご契約者の負担となります。

（３）交通費（契約書第８条）

① 無料です。

ただし、通常事業の実施区域を越えて行う、介護予防訪問介護に要した交通費は、勝山区域境界域から１KMあたり１０円いただきます。

（４）利用料金の支払い方法（契約書第８条）

前記（１）、（２）、（３）の料金は、１ヶ月ごとに計算し、ご請求します。下記のいずれかの方法でお支払いください。

① 金融機関口座からの自動引き落とし

- 銀行、信用金庫、労働金庫、農協、郵便局等の金融機関口座から自動引き落としできます。
- 毎月２５日（金融機関が休日の場合は翌営業日）に引き落とされ、手数料などのご負担は一切ありません。
- ご契約者のご家族等の口座指定もできます。

② 直接支払い

- 事業所窓口、係員に直接お支払いください。

６．緊急時における対応方法

訪問介護員等は、訪問介護実施中にご契約者の病状が急変し、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご契約者の家族、主治医等に連絡するなどの措置を講じます。

７．虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 久永 優子

8. 苦情の受付について（契約書 22 条）

ご契約者は当事業所に対して、苦情の申し立てをすることができます。この場合、当事業所はその苦情の内容を検討し、ご契約者（ご契約者の家族、家族がない場合は親族を含みます）に対して、誠意をもって問題解決するよう、鋭意努力します。

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 当事業所の窓口
- 苦情受付担当 久永 優子 柳原 昌代
- 苦情受付電話・FAX 電話 0779-88-3737 FAX 0779-88-3711

- (2) その他の苦情受付機関

勝山市福祉事務所 介護福祉グループ	所在地 〒911-0035 勝山市郡町1丁目1-50 電話 0779-87-0600 FAX 0779-87-3522
国民健康保険団体連合会	所在地 〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 電話 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 電話 0776-24-2347 FAX 0776-24-8942

